

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 11 条の 2 (略)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第 12 条 投資信託財産が組入れる投資信託証券は、次に掲げるものに限るものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 委託会社は、投資信託証券の組入れに当たり、次の指図を行なってはならない。</p> <p>(1) 投資信託間の相互及び循環保有</p> <p><u>(2) ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資法人、外国投資信託、外国投資法人を含む、以下この項において同じ。）が発行する投資信託証券への投資。</u></p> <p><u>ただし、この項において「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定めるマネー・リザーブ・ファンド（MRF）、マネー・マネジメント・ファンド（MMF）（これらに類する性質を有するもの及び外国においてこれらに類する性質を有するものを含む。）への投資については、投資信託証券への投資とみなさないことができるものとする。</u></p> <p><u>(3) 前号にかかわらず、次に掲げるファンド・オブ・ファンズが発行する投資信託証券は、投資信託財産に組入れることができるものとする。ただし、次のハ及びニに掲げる投資信託証券を組入れる場合は、細則第 3 条の 2 第 2 項の要件を満たすものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 11 条の 2 (同 左)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第 12 条 投資信託財産が組入れる投資信託証券は、次に掲げるものに限るものとする。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>4 委託会社は、投資信託証券の組入れに当たり、次の指図を行なってはならない。</p> <p>(1) 投資信託間の相互及び循環保有</p> <p><u>(2) ファンド・オブ・ファンズ（当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託並びに政令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託等（外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。）の場合を除く。）への投資</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

新	旧
<p>イ 親投資信託の受益証券</p> <p>ロ 政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託及び租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託等（外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。）の受益証券</p> <p>ハ 「投資信託等の運用に関する規則に関する委員会決議」（以下、委員会決議という。）4に定める不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券並びに委員会決議5に定める外国投資信託証券（以下、「委員会決議4及び5に定める投資信託証券」という。）</p> <p>ニ 委員会決議4及び5に定める投資信託証券に主として投資を行うことを運用の基本方針とする投資信託証券</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条の2～第20条 (略)</p> <p>(私募の証券投資信託)</p> <p>第21条 私募（金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。）の証券投資信託の投資信託財産（以下「私募投資信託財産」という。）の運用の指図を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条（第1項第5号を除く。以下この項において同じ。）の規定は、私募投資信託財産の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の組入れについて準用する。この場合において同条中「投資信託財産」とあるのは「私募投資信託財産」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、第12条第1項第1号及び第4号に規定する投資信託証券並びに次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券の組入れについては、第12条第2項の規定にかかわらず投資できるものとす</p>	<p>5 (同 左)</p> <p>第12条の2～第20条 (同 左)</p> <p>(私募の証券投資信託)</p> <p>第21条 私募（金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。）の証券投資信託の投資信託財産（以下「私募投資信託財産」という。）の運用の指図を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 第12条（第1項第5号を除く。以下この項において同じ。）の規定は、私募投資信託財産の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の組入れについて準用する。この場合において同条中「投資信託財産」とあるのは「私募投資信託財産」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、第12条第1項第1号及び第4号に規定する投資信託証券並びに次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券の組入れについては、第12条第2項の規定にかかわらず投資できるものとす</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>イ 時価評価が可能な不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券であること</p> <p>ロ 決算時点等における運用状況等が入手可能な不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券であること</p> <p><u>また、適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。）のみを相手方として行う有価証券の私募により購入される国内籍投資信託については、委託会社にて、投資先のファンド・オブ・ファンズにおいて、当該ファンド・オブ・ファンズに組入れられている投資信託証券が適切な投資対象であることについてデューデリジェンスを行い、継続してモニタリングを行っていることを確認している場合に限り、第12条第4項第2号の規定にかかわらず投資できるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、令和〇年〇月〇日から実施する。</p>	<p>る。</p> <p>イ 時価評価が可能な不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券であること</p> <p>ロ 決算時点等における運用状況等が入手可能な不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券であること</p> <p>(同 左)</p>